

八戸市農業委員会 1 月総会議事録

日時：平成 30 年 1 月 12 日（金）午後 2 時 30 分
場所：八戸グランドホテル 2 階 翔鶴の間

出席した委員

農業委員数：17 名

2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、5 番 釜石 幸史朗、
6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝、
11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、13 番 松橋 剛志、14 番 寺沢 和則、
15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、
19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：22 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、
5 番 大久保 秀幸、6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、
9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、
13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、
17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、
21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

欠席した委員

農業委員：1 番 三浦 豊、8 番 村上 正憲

農地利用最適化推進委員：なし

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司
主幹 大里 知矢、主査 高橋 はるか、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。
本日は、三浦委員、村上委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。
会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。
次第の裏面をご覧ください。
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。
それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長

(あいさつ)
ただいまから議事に入ります。
出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。
なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1
会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、14番 寺沢和則委員、15番 赤坂英夫委員、両氏を指名いたします。

日程第2
会長

次に、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

木村(弁)委員

推進委員の木村から報告いたします。昨年12月26日、山内農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料1ページ、番号1番を調査しましたので報告いたします。

3条1番

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には両者ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は、特にありません。態様別は贈

与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は規模縮小です。申請地における貸付はなく、過去3年間における農地の取得、売却事例もありません。作付計画は、かぼちゃ、豆類です。通作距離は、8kmで耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。受人の労働力は、世帯員は男1人、女1人で、兼業者男1人、女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、トラックを各1台保有していて、農地は9,780㎡を保有し、「にんにく」を耕作しております。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3
会長

次に、日程第3、議案第2号、平成29年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、内沢委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、内沢委員は退室願います。

(内沢委員退室)

会長

それでは、まず、内沢委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第2号「平成29年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借8件、使用貸借21件の計29件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手8名、貸し手27名で、利用権設定面積は257,509.83㎡でございます。

利用集積 20 番	<p>それでは、内沢委員が関係する事案 1 件を説明いたします。資料 7 ページをお開き願います。</p> <p>番号 20 番、借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。この事案は、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>公告年月日は、平成 30 年 1 月 18 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。内沢委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(内沢委員入室)</p>
会長	<p>それでは、事務局から残りの事案について説明願います。</p>
田中主事	<p>引き続き、事務局の田中から説明いたします。資料 3 ページをお開きください。</p> <p>借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積 1 番	<p>番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 2 番～ 3 番	<p>番号 2 番、番号 3 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間で米 45kg でございます。</p>
利用集積 4 番～ 7 番	<p>番号 4 番から次ページの番号 7 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、4 年</p>

利用集積 8 番	<p>間使用貸借するものでございます。</p> <p>番号 8 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 71,400 円でございます。</p>
利用集積 9 番	<p>番号 9 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、1 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 5,800 円でございます。</p>
利用集積 10 番	<p>番号 10 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間でもミ 1 俵でございます。</p>
利用集積 11 番～ 利用集積 13 番	<p>次ページをご覧ください。</p> <p>番号 11 番から番号 13 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては番号 11 番は総額年間 676,500 円、番号 12 番は総額年間 411,000 円、番号 13 番は総額年間 276,000 円でございます。</p>
利用集積 14 番～ 利用集積 29 番	<p>次ページをお開きください。先ほど説明いたしました資料 7 ページの番号 20 番を除いて、番号 14 番から 9 ページの番号 29 番までは、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>公告年月日は、平成 30 年 1 月 18 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第 4 会長	<p>次に、日程第 4、議案第 3 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明願います。</p>
田中主事	<p>事務局の田中から、議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見につい</p>

て」をご説明いたします。

資料 11 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は使用貸借 16 件となっております。借り手の人数につきましては 1 名で、利用権設定面積は 92,267.35 m²でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号 14 番から番号 29 番に関連する事案でございます。

それでは、議案の説明をいたします。

全ての事案は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

配分計画 1 番～
配分計画 16 番

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第 5
会長

次に、日程第 5、議案第 4 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

狛守委員

狛守から報告します。去る 12 月 26 日、山内委員と本館地下会議室にお

4条1番

いて、議案第4号の1番を調査して参りましたので報告します。

資料15ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、職業、及び、土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

番号1番ですが、調査には、本人が出席しております。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、平成30年3月1日から平成30年3月30日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。被害防除措置として、申請地4面のうち3面にネットフェンスを設置し、残り1面はロープ張りをします。立地条件は、八戸工業大学から北西側約850mに位置し、畑・住宅に囲まれ、国道に接続し、用排水路はありません。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6
会長

次に、日程第6、議案第5号、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格者証明書(新規)並びに引続き農業経営を行っている等の証明書(継続)交付の承認についてを議題といたしますが、本議案の中には、釜石委員と山内委員が当事者となっている事案がございます。

これは、議事参与の制限に該当しますので、その間、釜石委員と山内委員には退室をお願いいたします。

(釜石委員、山内委員退室)

会長

それでは、事務局から説明願います。

それでは事務局から説明させていただきます。議案第5号「贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る「適格者証明書（新規）」並びに「引き続き農業経営を行っている等の証明書（継続）」交付の承認について」、と書かれている資料を御覧ください。

これは、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予等の特例の適用を受ける場合の、贈与者・受贈者及び被相続人・相続人が適格要件に該当する旨の「適格者証明書」の交付及び納税猶予適用者の継続届に必要な「引き続き農業経営を行っている等の証明書」の交付について、承認を求めるためのものです。

それでは資料の1ページ目、「贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予適格者」をお開きください。まず、贈与税猶予制度及び不動産取得税徴収猶予制度についてご説明いたします。この制度は農地等を推定相続人の1人に一括贈与し、受贈者が農業を継続する場合、租税特別措置法第70条の4、並びに地方税法附則第12条第1項により、農地等に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができます。

適用を受ける場合は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間に、農業委員会が交付した適格者証明書を持って、税務署等へ申告しなければなりません。平成29年中に農地等の一括贈与を受けた後継者で贈与税猶予の対象となる方はいませんでした。よって証明書の交付予定はございません。

次に相続税納税猶予制度についてご説明いたします。農地を相続し、相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法第70条の6により農地等の相続税の猶予の特例を受けることができます。この適用を受けるには、相続日の翌日から起算して10か月以内に農業委員会が交付した適格者証明書を持って、税務署に申告しなければなりません。

ただし、相続の発生、つまり農地所有者の死亡は予測することができませんので、交付申請があり次第、審査の上、適格者証明書を交付することとなります。

次に、2ページを御覧ください。

まず、2ページ一覧は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予等を受けている方のうち、平成30年3月15日までに継続届出書の提出が必要な対象者となっており、また3ページの一覧は、相続税の納税猶予等を受けている方のうち、平成31年1月末までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。継続届出書は贈与税、不動産取得税、相続税の納税猶予の適用を受けている者が税務署又は三八地域県民局県税部に対して、3年ごとに提出することになっており、関係法令により、継続届出書には農業委員会で交付する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を添付することになっております。提出しない場合は納税猶予等が打ち切られることとなります。

以上のことから、2ページから3ページに記載されている方、または、新たに農地の相続人となった方から農業委員会に対し証明書の申請があった

場合は、速やかに交付できるよう事前に承認を得るものであります。

参考としまして、関係様式を4ページから10ページに添付してございます。4ページから9ページは新規で申告をする際に添付する、適格者証明書の様式であり、10ページは継続届に添付する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」の様式となっております。

また、納税猶予制度に関するパンフレットもお渡ししております。このパンフレットは内容がわかりやすくまとめてありますので、一度目を通していただき、農家の方から税制度に関する相談を受けた際などにご活用いただければと思います。

なお、最後になりますが、贈与税、不動産取得税及び相続税の猶予については、本来は、農地の細分化防止や、農業を継続したくても税金を支払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるのを防ぐために設立された制度です。

そのため、猶予が適用されている農地の、売渡し、貸付け、転用が制限され、これらの行為や耕作の放棄があった場合には、猶予が打ち切れ、猶予されてきた税額に、利子税を加算して納税する必要があります。猶予を受けた年数によっては莫大な金額となる可能性もあることから、猶予制度は決して安易に利用すべきものではなく、後継者の有無や、高齢になってからの耕作の可否を熟慮し、家族の同意を得た上で、活用すべきことが求められる制度である事を申し添えます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

釜石委員、山内委員の入室をお願いいたします。

(釜石委員、山内委員入室)

日程第7

会長

次に、日程第7、議案第6号、八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

事務局寺沢より、「議案第6号 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を説明いたします。

別冊の資料をご覧ください。

資料別冊の2、3ページに議案の本文を、4、5ページに新旧対照表となっておりますが、1ページ目に条例改正に係る概要をまとめておりましたので、1ページ目で説明いたします。

1 概要ですが、農業委員会が新制度へ移行するにあたり、国では新たに農地利用最適化交付金を設け、その一部を農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬に上乗せして支給できる制度を設けました。報酬の上乗せ支給を行うためには市の条例（八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例）に規定する必要がありますことから、3月議会で関係条例の改正を目指すものであります。

2 上乗せ支給額の試算ですが、原資となる交付金額の積算は「①活動実績」＋「②成果実績」によります。交付金額が、旧制度と新制度の報酬総額の差額である184万5,600円を超えた場合に、超えた額を農業委員等へ報酬に上乗せして支給することができるものです。

交付金の対象ですが、①活動実績分は、農地集積に係る活動に応じて交付されるものです。②成果実績分は、農地集積と遊休農地解消について、目標に対する成果を点数化し交付されるもので、10年で担い手への農地集積を2.5倍に、5年で遊休農地を1%以下へという目標の下で基準が設定されています。

交付金の上限額ですが、①活動実績の交付金の上限額は、年額295万2千円、②成果実績の交付金の上限額は、年額1,989万8千円となります。活動実績分と成果実績分を合わせた上乗せ支給の上限額を計算しますと、①活動実績＋②成果実績－報酬差額の2,100万4千円となり、あくまでも平均ですが、1人当たり年額51万2,292円となります。

なお、この上限額は、農業委員・推進委員が担い手への農地集積に係る活動を基準以上に行い、また、予定を大きく超える農地集積や遊休農地解消が確認された場合における「制度上の上限額」であることをご承知願います。現実的な見込みといたしましては、上乗せ支給に至らないか、または至ったとしても少額にとどまるものと思われれます。

3 報酬条例改正案の概要ですが、上乗せ支給の有無に関わらず、支給に関する規定が必要とされておりますことから、次の内容で条例改正案を作成しております。これまでの報酬の内容を「基本額」とし、上乗せ分は「加算額」と区分します。加算額の年間の上限額を定め、その上限は役職による差を設けず、一般委員の基本額の半額を年額換算した27万600円といたします。

なお、この上限額は、制度上の上限額をそのまま採用したのでは高過ぎる

という批判を招く恐れがあるため、基本額の半額に抑えたものであります。詳細は別に市長が定めることとし、加算額の支給方法等に係る規則を制定します。なお、各委員の上乗せ額は、農業委員会活動として総会、パトロール、農地調査、その他行事等の日数に応じての按分を想定しています。施行日は平成30年4月1日といたします。

報酬条例の一般の農業委員の項目について、下記のとおり新旧対照の形で抜粋してみました。

現行は、月額4万5,100円ですが、改正後は、上記の内容を含めまして、基本額 月額4万5,100円、加算額 農地等の利用の最適化の推進のための活動の実績に応じ、年額27万600円以内で市長が定める額 と規定するものです。

最後に、4 スケジュールですが、本日の農委総会で議決後、市長へ条例改正を依頼し、3月の定例市議会へ報酬条例改正案の上程を予定しております。

以上で、八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認されましたので議案第6号については、八戸市長に送付いたします。

日程第8

会長

次に、日程第8、報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。

この案件は、相続等届出の12月分でございます。総会資料の17ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料17ページ番号113番から資料21ページ番号126番

までの計 14 件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。
また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 9、第 10
会長

次に、日程第 9、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 10、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条、5 条届出の 12 月分でございます。

まず 4 条からご報告申し上げます。資料の 23 ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 30 番

番号 30 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

続いて、5 条につきましてご報告申し上げます。25 ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5 条 193 番、194 番
5 条 195 番

番号 193 番、194 番、転用目的は駐車場でございます。

番号 195 番、転用目的は通路でございます。

次ページをお開き願います。

5 条 196 番、197 番
5 条 198 番

番号 196 番、197 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

番号 198 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5 条 199 番
5 条 200 番
5 条 201 番

番号 199 番、転用目的は駐車場でございます。

番号 200 番、転用目的は宅地分譲でございます。

番号 201 番、転用目的は資材置場及び駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

5 条 202 番
5 条 203 番
5 条 204 番

番号 202 番、転用目的は資材置場及び駐車場でございます。

番号 203 番、転用目的は宅地分譲でございます。

番号 204 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 11
会長

次に、日程第 11、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の 29 ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 16 番

番号 16 番につきましては、農地法第 3 条賃貸借に係る合意解約で、補償等はなしとなっております。通知年月日は、平成 30 年 1 月 15 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 3 時 15 分)